

案件

地方税制改正（案）の概要について

市民税課・資産税課

1. 政策等の背景

令和8年度（2026年度）地方税制改正に伴い、地方税法などの関連法案については、例年の流れでは年度内に公布される予定となっており、その主な内容等について報告するものです。

2. 内容

（1）地方税制改正（案）の概要について

① 個人住民税の控除等の見直しについて（令和9年度（2027年度）から適用）

ア 給与所得控除の見直し

- ・ 給与所得控除の最低保障額について、74万円（現行：65万円）に引き上げます。

※引上げ額9万円のうち、5万円は令和9年度及び令和10年度の時限措置

イ 所得税における見直しに伴う所要の措置

- ・ 同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を62万円以下（現行：58万円以下）に引き上げます。

- ・ひとり親の生計を一にする子の前年の総所得金額等の合計額の要件を62万円以下（現行：58万円以下）に引き上げます。
- ・勤労学生の前年の合計所得金額要件を89万円以下（現行：85万円以下）に引き上げます。

ウ ひとり親控除の見直し（令和10年度（2028年度）から適用）

- ・ひとり親控除について、控除額を33万円（現行：30万円）に引き上げます。

② ふるさと納税制度の見直し（令和10年度（2028年度）から適用）

- ・特例控除額の限度額について、193万円を上限として新たに設定します。

③ 固定資産税の特例措置の延長等

- ・新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置等について、床面積要件の下限を40㎡以上（現行：50㎡以上）に緩和したうえで、適用期限を5年延長するとともに、令和11年4月1日以降の新築住宅については、災害ハザードエリアを適用外とする立地要件の見直しを行います。

④ 軽自動車税の環境性能割の廃止（令和8年度（2026年度）から適用）

- ・軽自動車税の環境性能割を廃止します。（現行：取得価格×税率（種類により0.5～2%））

3. 実施時期等

令和8年（2026年）4月1日（個人住民税の控除等の見直しについては令和9年（2027年）1月1日、ひとり親控除の見直し及びふるさと納税制度の見直しについては令和10年1月1日）

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 計画の推進に向けた基盤づくり

施策目標3 持続可能な行財政運営を進めます



5. 関係法令・条例等

- ・ 地方税法
- ・ 枚方市税条例

6. その他

令和8年度税制改正に関する項目のうち、緊急を要するものは令和8年3月緊急議会に、それ以外のものについては令和8年6月定例会議会に枚方市税条例改正案を提出予定。